

クラウドサービスの安全・信頼性に係る情報開示認定

審査委員会設置要綱

クラウドサービス情報開示認定機関
一般社団法人日本クラウド産業協会

(設置)

第1条 クラウドサービス情報開示認定機関 日本クラウド産業協会（以下「認定機関」という。）は、ASP・SaaSの安全・信頼性に係る情報開示認定制度運用規程、ASP・SaaS（AIクラウドサービス）の安全・信頼性に係る情報開示認定制度運用規程、医療情報ASP・SaaSの安全・信頼性に係る情報開示認定制度運用規程、特定個人情報ASP・SaaSの安全・信頼性に係る情報開示認定制度運用規程、ASP・SaaS（IoTクラウドサービス）の安全・信頼性に係る情報開示認定制度運用規程、IaaS・PaaSの安全・信頼性に係る情報開示認定制度運用規程、IaaS・PaaS（IoTクラウドサービス）の安全・信頼性に係る情報開示認定制度運用規程、データセンターの安全・信頼性に係る情報開示認定制度運用規程の各第7条の規定により、クラウドサービスの安全・信頼性に係る情報開示認定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、規程に基づき次の各号に掲げる事項について審議し、経過及び結果を認定機関に報告する。

- (1) 申請された以下のサービスの認定に関すること
 - ・ ASP・SaaS サービス
 - ・ ASP・SaaS（AIクラウドサービス）
 - ・ 医療情報ASP・SaaS サービス
 - ・ 特定個人情報ASP・SaaS サービス
 - ・ ASP・SaaS（IoTクラウドサービス）サービス
 - ・ IaaS・PaaS サービス
 - ・ IaaS・PaaS（IoTクラウドサービス）サービス
 - ・ データセンターサービス
- (2) 認定されたサービスの更新に関すること
- (3) 認定されたサービスの認定の取消しに関すること
- (4) 規程に関すること
- (5) その他認定に関わる事項

(組織)

第3条 委員会は、15名程度で組織し、任期初めに認定機関が委嘱する。

2 別紙に掲げる委員は、必要に応じて認定機関で変更できるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員委嘱の日から2年間とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会は、委員長1名及び副委員長1名を置く。委員長は委員の中から互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときにはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会務を執行するため、必要の都度、会議を開催する。

2 委員会の会議は、委員のうち3名以上の出席により開くことができる。

3 会議の議長は、出席委員の互選により選出し、副議長は議長が指名する。

4 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 審査の対象となるサービスを提供する事業者と利害関係のある委員については、自己申告により会議を欠席する。

(書面表決等)

第7条 出席するとしていた委員が、やむを得ない理由のため、会議に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席委員を代理人として表決を委託することができる。

2 前項の規定により表決権を行使する場合は、前条の適用については出席したものとみなす。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、以下の各号に掲げる情報を含まないものとする。

(1) 事業者から知得する以前に自己が所有していたもの

(2) 事業者から知得した後に、自己の責によらず公知公用となったもの

(3) 正当な権限を有する第三者から、合法的な手段により秘密保持の義務を伴わず

に知得したもの

(4) 認定機関等が独自に創作したもの

(審議の公開)

第9条 委員会の会議は非公開とする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、認定機関が定める。

附則

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

この改正は、平成20年4月15日より施行する。

この改正は、平成23年4月1日より施行する。

この改正は、平成24年4月1日より施行する。

この改正は、平成24年8月31日から施行する。

この改正は、平成29年7月1日から施行する。

この改正は、平成29年10月1日から施行する。

この改正は、平成30年12月1日から施行する。

この改正は、平成31年3月8日から施行する。

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

この改正は、令和元年12月1日から施行する。

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

クラウドサービスの安全・信頼性に係る情報開示認定審査委員会

委員

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 稲田 修一 | 早稲田大学 研究戦略センター 教授 |
| 井堀 幹夫 | 東京大学 高齢社会総合研究機構 客員研究員 |
| 柿崎 淑郎 | 東海大学情報通信学部情報通信学科 特任准教授 |
| 福田 早千夫 | 一般財団法人マルチメディア振興センター 総合企画本部 次長 |
| 木村 忠正 | 立教大学 社会学部メディア社会学科 教授 |
| 阪田 史郎 | 千葉大学 名誉教授 |
| 島田 達巳 | 東京都立科学技術大学 名誉教授 |
| 鈴木 康修 | 東京商工会議所 オフィス環境部 情報システム担当 課長 |
| 中島 洋 | 国際大学グローバルコミュニケーションセンター 客員教授 |
| 中村 太一 | 東京工科大学 名誉教授 |
| 藤本 正代 | 情報セキュリティ大学院大学 教授 |
| 舟橋 信 | 株式会社 FRONTEO 取締役 |
| 松本 慶 | 橋口・松本法律事務所 弁護士 |
| 松元 優季 | 御宿・長町法律事務所 弁護士 |

以上
(50音順)